

公演等における新型コロナウイルス感染予防ガイドライン

令和2年7月30日策定
公立大学法人京都市立芸術大学
新型コロナウイルス感染症対策室
事務局連携推進課

1 はじめに

本ガイドラインは、公立大学法人京都市立芸術大学新型コロナウイルス感染症対策室の「公立大学法人京都市立芸術大学新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」（令和2年6月1日策定）及び、クラシック音楽公演運営推進協議会の「クラシック音楽公演における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」（令和2年6月11日策定）に基づき、公演等の開催における新型コロナウイルス感染症予防対策として実施すべき基本的事項を整理したものである。

2 本ガイドラインの位置付け

本ガイドラインは、演奏会、セミナー、講演会等を公演等と定義付け、京都市立芸術大学（以下、「本学」という。）講堂等の大学施設において開催される公演等、又は本学以外の劇場、ホール等の文化施設において、本学が主催又は共催する公演等に適用するものとする。

なお、本ガイドラインの内容は、新型コロナウイルス感染症の地域における動向や専門家の知見等を踏まえ、必要に応じて適宜改訂を行うものとする。

3 感染予防のための基本的な考え方

主催者は、会場の規模や特性、公演等の形態、内容や演目等を十分に踏まえ、施設管理者、出演者、教職員等と協力して新型コロナウイルスの感染を予防するため、必要な対策を講じるものとする。

特に、ア 密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、イ 密集場所（多くの人が密集している）、ウ 密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）という3つの条件（いわゆる「三つの密」）が重なる状況の発生を極力防止するなど、すべての主体が相互に感染回避に徹底して取り組むことが重要である。

4 演奏活動等における全体的対策

(1) 演目・プログラムの対策

演目・プログラムの選定は、公演等での感染リスクを避ける観点から、以下の点について配慮する。

ア 京都府の感染状況や感染予防のための方針等を踏まえながら、主催者は、舞台上のスペースに対して出演者間の十分な距離を確保するなど、感染予防対策に対応した演目・プログラムを検討する。

イ 公演等における感染予防対策は以下の項目を検討する。

(ア) 鍵盤楽器、管弦打楽器(ソロやデュオ～室内楽、吹奏楽、オーケストラについても含む)

- すべての演奏者は適切な距離を保持し、近距離で向かい合うスタイルは避ける。
- 舞台上の演奏者の位置から客席最前列までの距離について、感染予防に対応した適切な距離を置く、又は同等の効果を有する措置に努める。
- 舞台上に多くの演奏者が出演するオーケストラ、吹奏楽等の場合は、各奏者の間は十分な距離を保持し、特に管楽器奏者間、管楽器群と弦楽器群の間等では十分な距離が確保できるように配慮する。又は距離を置くことと同等の効果を有する措置(例えばアクリル板設置等)に努める。
- 出演者は舞台上においてもマスク着用が望ましいが、演奏上又は表現上の問題を勘案して適宜判断する。

(イ) 声楽

- すべての歌手は適切な距離を保持し、近距離で向かい合うスタイルは避けることが望ましいが、演奏上又は表現上の問題を勘案して適宜判断する。
- 歌唱位置から客席最前列までの距離について、感染予防に対応した適切な距離(なるべく2m以上)を置く、又は同等の効果を有する措置に努める。
- 合唱については、適切な感染予防対策のあり方について関係者間で引き続き協議を行うとともに、各種ガイドライン等を参考に、開催については慎重に判断するものとする。

(ウ) オペラ等

- オペラ等の公演については、適切な感染予防対策のあり方について関係者間で引き続き協議を行うとともに、各種ガイドライン等を参考に、開催については慎重に判断するものとする。

(エ) 講演会、セミナー等

- すべての登壇者、出演者等は適切な距離を保持し、近距離で向かい合うスタイルは避ける。
- 舞台上から客席最前列までの距離について、感染予防に対応した適切な距離を置く、又は同等の効果を有する措置に努める。
- 登壇者、出演者等は舞台上においてもマスク着用が望ましいが、状況に応じて適宜判断する。

(2) 関係者との連携体制の構築

感染リスクをできるだけ避けるため、スタッフの人数は必要最小限に留め、関係者との連携体制を構築する。

ア 公演等に関わる関係者を事前に把握し、緊急連絡先を確認する。

イ 主催者は施設管理者と綿密に連携を図る。また、少なくとも以下の関係者とは、事前に感染予防について対策を確認・調整・共有をする。

(ア) 施設管理者

- ・ 接触感染・飛沫感染・施設としてのリスクの評価とそれに基づく開催の可否。特に、多数の来場者が見込まれる公演等は京都府の対応に基づき実施の可否を含めて対応を検討。また、高齢者や持病のある方が多数来場すると見込まれる公演等についても感染した場合の重症化リスクが高いことから、より慎重な対応を検討。
- ・ ホール内で来場者が通常入るすべてのエリアで常時換気の実施（トイレや控室・楽屋も含めて）
- ・ 当日体調を崩した出演者・スタッフを案内する別室の確保
- ・ 緊急時の対応 など

(イ) 舞台、音響、照明等の機材や備品等の取扱者

- ・ 取扱者の特定
- ・ マイクフォンなど複数名が使用する機材のこまめな消毒
- ・ ピアノ等会場備付の楽器のこまめな消毒
- ・ 感染リスクを避けるための対策 など

5 出演者・教職員等の感染予防

(1) 当日の会場入りの際の対策

ア 会場入りする前に、自宅等で体温や新型コロナウイルスへの感染を疑われる症状の有無を確認し、体調の思わしくない場合は、会場入りを控える。

イ マスクの着用を含む咳エチケットを実践する。

ウ 体温等の記録や会場での検温については施設管理者の指示に従う。

エ 会場入り後、すぐに手洗い又はアルコール消毒液等による手指消毒を行う。

オ 控室・楽屋では、できるだけお互いの距離を保つ。

カ 会話はできるだけ控える。

(2) 舞台上での対策

ア 出演者は咳エチケットを実践し、可能な範囲でマスクを着用する。会話が必要な場合は十分な距離を確保するか、同等の効果を有する対策をとる。

- イ 管楽器の奏者は、演奏時に生じる結露水の処理を吸水シートで行い、演奏終了後、自身でゴミ袋に廃棄する。
- ウ 出演者は、体調に異変を感じた場合、ただちに教職員へ申告する。
- エ 出演者間で、舞台上の椅子や譜面台等の使用者を特定する。
- オ 舞台上の椅子や譜面台のセッティング、片付けの際は特定の者が担当し、不特定多数が触れないようにする。
- カ 舞台上の椅子や譜面台、控室や楽屋の椅子や机は、こまめに消毒する。
- キ セッティング中のスタッフは、マスク、手袋を着用し、こまめに手洗い又は手指消毒等を実施する。
- ク 搬入、セッティング、搬出に際して、余裕をもった時間設定などにより、十分な感染対策を講じる。
- ケ 舞台上でのセッティングにあたっては、使用する客席の位置を舞台から十分離すなど、観客との間隔が十分にとれるよう配慮する。
- コ 楽譜の取扱いは特定の者が担当し、不特定多数が触れないようにする。
- サ 楽譜を取り扱うスタッフは、マスクを着用し、こまめに手洗い又は手指消毒等を実施する。

(3) 休憩時、控室・楽屋、舞台裏での対策

- ア 同時に多くの出演者が同一の場所を利用することのないように、使用人数全体を抑える。又は使用に際して利用時間をずらすなどの対応を行い、密になることを避ける。
控室・楽屋では仕切りの無い対面の座席配置は避け、利用者が少なくとも1m以上（可能な限り2m）を目安に距離を確保できるよう定員を調整するとともに、席の利用者を固定する。複数で利用せざるを得ない場合は机、椅子等の消毒を適宜行う。
- イ 消毒液などを設置する。
- ウ 控室・楽屋、舞台裏では、マスクを着用する。
- エ 控室や楽屋での飲食の際は、できるだけお互いの距離を保ち、利用時間をずらすなど感染予防に努める。
- オ 出演者同士で飲食物を共有（回し飲みなど）しない。
- カ 飲食後のごみは持ち帰りとする。
- キ 水分補給のための飲料水は持参する。
- ク 出演者は体調に異変を感じた場合は、ただちに教職員へ申告する。
- ケ 会話はできるだけ控える。
- コ トイレ
 - (ア) トイレでは、少なくとも1m以上の間隔を開けて並ぶよう周知する。
 - (イ) トイレの使用後は、蓋を閉じてから流すようにする。

(4) 来場者の対応

- ア 来場者対応を行う教職員等は、マスクを着用し、必要に応じて手袋、フェイスシールド等も用いる。
- イ 来場者が密集することを避けるため、段階的に入場を行う。
- ウ 来場者が並ぶ可能性がある場所に、1 m 以上（可能な限り 2 m）間隔を空けることを求める案内を掲示する。
- エ 入場時のチケット半券のもぎりは来場者に行うよう周知する。可能であれば、主催者が目視で確認する方法も取り入れる。
- オ 受付の教職員等はマスクを着用し、必要に応じて手袋も使用する。
- カ 来場者との社会的距離に注意し、正面に向かい合っただの会話はできる限り避ける。
- キ 来場者に、入場後、手洗い又は手指の消毒を行うよう周知する。
- ク 原則として、プログラムの手渡しは行わず、所定の場所から来場者自身が取るようにする。なお、他の公演等のチラシについても、来場者が取れるよう工夫し、開場前のチラシの挟み込み作業は行わない。やむをえず、チラシの挟み込み作業を行う場合は 3 密を避け、マスクを着用し、必要に応じて手袋も使用するとともに、作業時間の短縮に努めるなど感染予防対策を徹底する。
- ケ マスク、手袋、フェイスシールドの着脱時は、顔の周辺に直接触れることの無いよう注意する。
- コ 主催者は、万が一感染者が出た場合に備え、公演関係者の名簿を作成するとともに、可能であれば、事前に来場者の名簿を作成するよう努める。

(5) 公演等終了後の対応

- ア 出演者は、ロビーでの見送りなど来場者と接触するような行動は控える。
- イ 来場者からのプレゼントや花束等の受理は控える。
- ウ 写真撮影を行う場合は密集を避け、できる限り短時間で行う。
- エ 舞台裏、控室や楽屋には長く留まらず、出演者は速やかに着替え等を済ませて、換気のよい場所へ移動するよう心がける。
- オ 撤収作業を速やかに行う。
- カ 控室や楽屋等において使用した机や椅子などは消毒を行う。
- キ 公演等終了後の関係者等による打ち上げやパーティは控える。

(6) 出演者や教職員等で感染が疑われる者が出たときの対応

- ア 速やかに別室へ案内し、隔離する。
- イ 対応する教職員は、マスクや手袋を着用のうえ対応する。

- ウ 速やかに、医療機関及び保健所へ連絡し、指示を受ける。
- エ 保健所等の公的機関による聞き取りに協力し、氏名及び緊急連絡先を把握し名簿を作成する等、必要な情報提供を速やかに行えるよう体制を整える。
- オ 取得した個人情報には、漏洩することがないように十分な対策を講じる。
- カ 状況に応じて、公演等の実施について中止も含め、適切に判断する。

6 来場者の感染予防

(1) 施設管理者との調整

主催者は施設管理者と、京都府の発している収容率等の方針の下、感染予防対策について事前に調整する。可能な限り、以下の感染対策が実施されるよう、施設管理者の協力を得て、努めるものとする。

- ア 入場口付近及び各所にアルコール消毒液等を設置し、使用を促すなど、手洗い・手指の消毒を徹底する。
- イ 非接触型の体温計やサーモグラフィ等を配備する。対面での案内を行う教職員はマスクを着用し、必要に応じて手袋も使用する。
- ウ 来場者が並ぶ可能性がある場所に、1m以上（可能な限り2m）間隔を空けることを求める案内を掲示する。
- エ トイレについては来場者が接触する場所は、清掃・消毒を行う。
- オ 来場者が触れる箇所（扉、蛇口、手すり、エレベーターボタン、テーブル、椅子等）を、1日数回程度消毒する。
- カ ホール内で来場者が入場するすべてのエリアで適切な換気を実施する。
- キ 体調を崩した来場者を案内する別室を確保する。

(2) 感染予防対策の周知

主催者は、来場者に以下の事項を周知する。

- ア 感染予防のための主催者からの要請事項を守る。
- イ 会場における「三つの密」を避ける。
- ウ 会場内ではマスクの着用を含む咳エチケットを実践する。
- エ こまめな手洗い又は手指消毒を行う。
- オ 来場前に検温し、以下の条件に該当する方は入場できない。
 - (ア) 37.5度以上の発熱がある。
 - (イ) 咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、目の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐の症状がある。
 - (ウ) 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある。

(エ) 過去2週間以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域への訪問歴、及び当該在住者との濃厚接触がある。

カ 主催者が来場者の氏名、連絡先等を事前に把握し、名簿を作成する場合がある。

(3) チケット販売と発券

ア チケットは事前購入を原則とする。

イ 当日券を購入する際は、チケット売場で1m以上（可能な限り2m）間隔を空けて整列できるように、足元のサイン等を示す。

ウ チケット販売を行う教職員はマスクを着用し、必要に応じて手袋も使用する。対面でチケット販売を行う場合は、透明ビニールカーテンやフェイスシールド、又はアクリル板等を設置する。業務の前後は、手洗い又は手指の消毒を丁寧に行う。

エ チケット販売を行う教職員は、来場者が触れる箇所を頻繁に消毒する。

(4) 客席

ア 座席の最前列付近は、公演等の演目や内容を踏まえ、舞台面から適切な距離を確保する。

イ 感染予防に対応した座席対策(家族等の一集団と他の集団との距離を確保した席配置、又は距離を置くことと同等の効果を有する措置等)に努める。

(5) 開場時、休憩時間における対応

ア 開場時及び休憩時間、トイレ

主催者は、来場者に以下の事項を周知する。

(ア) マスクを着用し、会話は控え、自席で静かに過ごす。

(イ) ロビーやホワイエでは人との間隔を1m以上離し、会話はなるべく控える。不特定多数が触れる場所に触れた場合は、手洗い又は手指の消毒を行う。

(ウ) 余裕を持った休憩時間を設定し、時間差でトイレやホワイエ、ロビーなどを利用する。

(エ) ブラボー等の声援は控え、拍手のみとする。

(オ) トイレでは、少なくとも1m以上の間隔を空けて並ぶ。

(カ) トイレの使用後は、蓋を閉じてから流す。

イ 大学関係資料等の配布・販売

(ア) 配布資料の手渡しは行わず、所定の場所から来場者自身が取るようにする。

(イ) 配布又は販売を行う場合は、少なくとも1m以上の間隔を空けて整列するよう周知する。

(ウ) 対応する教職員はマスク、手袋を着用する。

(エ) 対面販売の場合，透明ビニールカーテンやフェイスシールド，又はアクリル板等を設置する。

(オ) 来場者が触れるサンプル品，見本品は置かないようにする。

(6) 公演等終了後の対応

ア 公演等終了後は，混雑を避けるため，時間差を設けて退場する。

イ 出演者へのプレゼントや花束等は控えるよう周知する。

(7) 当日，感染が疑われる者が出たときの対応

ア 速やかに別室へ案内し，隔離する。

イ 対応する教職員は，マスクや手袋を着用のうえ対応する。

ウ 速やかに，医療機関及び保健所へ連絡し，指示を受ける。

エ 保健所等の公的機関による聞き取りに協力し，氏名及び緊急連絡先を把握し名簿を作成する等，必要な情報提供を速やかに行えるよう体制を整える。

オ 取得した個人情報，漏洩することがないよう十分な対策を講じる。